

香川県条例第6号

香川県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(香川県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用停止請求権) 第36条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)に記録されているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(利用停止請求権) 第36条 何人も、第25条第1項又は第27条第2項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、死亡した者を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求は、当該保有個人情報の開示を受けた遺族に限り、これを行うことができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)に記録されているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

第47条から第53条までを次のように改める。

第47条から第53条まで 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報保護審議会) 第56条 略</p> <p>2 審議会は、前項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営</p>	<p>(個人情報保護審議会) 第56条 略</p> <p>2 審議会は、前項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営</p>

及び改善並びに番号利用法第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、知事又は実施機関に意見を述べる
ことができる。

3～11 略

及び改善並びに番号利用法第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、知事又は実施機関に意見を述べる
ことができる。

3～11 略

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正)
第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、当該執行機関は、同表の第1欄に掲げる執行機関に当該特定個人情報を提供することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、当該執行機関は、同表の第1欄に掲げる執行機関に当該特定個人情報を提供することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

(香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年香川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2の表中第2条及び第35条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p>

2～7 略

8 この条例において「情報提供等記録」とは、番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第35条において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

9 略

（保有個人情報の提供先等への通知）

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2～7 略

8 略

（保有個人情報の提供先への通知）

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。